

令和8年9月24日

会 員 各 位

公益社団法人 不動産保証協会京都府本部
本部長 坊 雅勝
教育研修委員長 荒木 慎太郎

「令和8年度第1回eラーニングによる法定研修会」の実施について（ご案内）

平素は当本部の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、京都府本部主催による「令和8年度第1回eラーニングによる法定研修会」を下記要領により実施いたします。本研修会は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく法定のものとなりますので、必ず受講していただきますようお願い申し上げます。

記

実施期間 **令和8年10月1日から10月31日まで**

講義内容 (1)「改正建築基準法が施行！実務に直結！改正ポイントと物件調査と契約内容の留意点」（約2時間30分）
講 師 一級建築士 中谷 龍海 氏・不動産鑑定士 北澤 秀樹 氏
(2)「実務直結！宅建業従事者のための改正法令アップデート」（約1時間40分）
講 師 不動産鑑定士 中村 喜久夫 氏
(3)「令和8年度『住まいの税制』のポイントをつかむ！」（約2時間50分）
講 師 税理士 山端 康幸 氏

受講方法 上記実施期間中、任意の時間において、受講者のオフィス、自宅、その他インターネットアクセスが可能かつ受講に適した場所で、「ラビーネット」にアクセスし、「全日保証eラーニング研修会」のコンテンツから講義動画を視聴する方法
(eラーニングとは)

※「ラビーネット」URL <https://portal.rabbynet.zennichi.or.jp/>

※受講するにはラビーネットのIDとパスワードが必要となります。

IDとパスワードの設定が分からない場合は、下記までお問い合わせください。

※詳細は別添「**eラーニング研修システム（法定研修会）の操作マニュアル**」をご参照ください。



動作環境 安定した動画再生ができるパソコン・タブレット等の端末とインターネット回線

受講対象者 当本部に所属する会員の代表者、宅地建物取引士及び宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者

※京都府内に所在する本店又は支店について、それぞれ各事務所に1名以上の受講が必須となります（他の都道府県に所在する支店は対象外です）。

受講完了条件 講義動画の全編（全ファイル）を最後まで視聴し、講義ごとに設定された効果測定
の設問について5割以上正解すること

※研修済証は効果測定終了後に必要な方のみダウンロードいただく形式となります。

問い合わせ先 公益社団法人 不動産保証協会京都府本部（TEL：075-251-1177）

以上

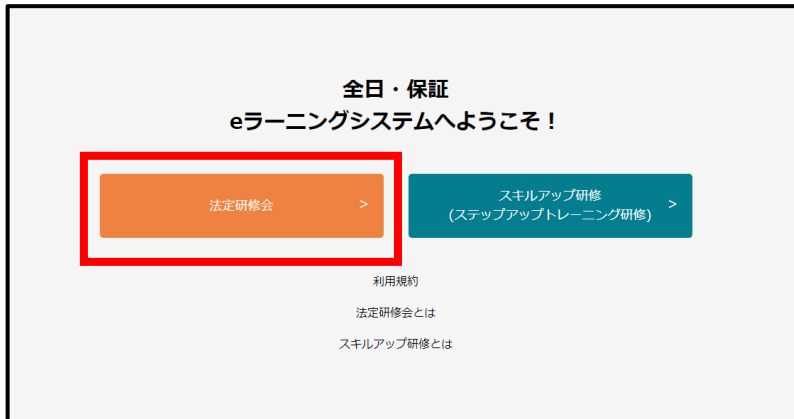
e ラーニング新システム受講方法



ラビーネットにログインし、コンテンツ一覧内「**e ラーニング(法定研修・スキルアップ研修)**」のアイコンをクリックします。



オレンジ色の「**法定研修会**」をクリックします。



視聴する動画のタイトルをクリックします。



再生ボタンをクリックしますと動画が再生されます。

資料ダウンロードから、当該講義動画の資料をダウンロードすることができます。

動画の視聴が終わりましたら「**効果測定に進む**」をクリックしてください。

e ラーニング新システム受講方法

不動産取引における紛争事例と解決のポイント 効果測定

全5問

正しいと思う方にチェックをつけ「解答」をクリックしてください。

スタート >

「スタート」をクリックしますと効果測定が始まります。

第1問

建物売買契約において、本件契約は現状有姿売買とする旨が合意された場合は、劣化した現状を前提として建物売買契約が締結されたので、建物にシロアリの害が生じていたとしても、売主は契約不適合責任を負わない。

○

×

解答 >

設問が 5 問出題されますので○か×をクリックで選択して「解答」ボタンをクリックしてください。

効果測定 結果

合格

5問中3問正解

これにて講義は終了となります。お疲れさまでした。
アンケートのご協力をお願いします。
また、研修済証が必要な方は以下のボタンよりダウンロードしてください

アンケート回答に進む >

研修済証をダウンロードする ↓

TOPに戻る >

50%以上の正解率で本講義は「合格」となります。

アンケート回答にご協力をお願いします。

※研修済証が必要な方は「研修済証をダウンロードする」からダウンロードをお願いいたします。

※受講済証は 1 つの動画の受講が終わればダウンロードできますが、法定研修会の受講済要件を満たすには、公開されている全ての動画を受講する必要があります。

効果測定 結果

不合格

5問中0問正解

これにて講義は終了となります。お疲れさまでした。

もう一度受検する >

TOPに戻る >

正解率 50%未満の場合は「不合格」となりますので、「もう一度受検する」ボタンから再度受検をお願いいたします。

※注意

「法定研修会」として公開している動画をすべて視聴し、効果測定に合格していただく必要があります。